

大阪市教育委員会と地方独立行政法人大阪市博物館機構の包括連携に関する協定書（案）

大阪市教育委員会（以下「甲」という。）と地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、両者が有する豊富な人材・資料・情報・知見などを生かし、相互に連携協力することにより、児童・生徒や教職員等が大阪の文化・芸術・歴史・自然科学に触れ、理解を深めることを図るとともに、大阪市の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、相互に連携・協力するものとする。

- (1) 児童・生徒等の学習支援に関すること
- (2) 教職員の資質向上のための研修に関すること
- (3) 学校の博物館利用に関すること
- (4) 職場体験活動などキャリア教育に関すること
- (5) 学校と博物館の連携等に係る研究に関すること
- (6) 図書館や大阪市生涯学習センター等との共同広報や連携事業に関すること
- (7) その他、両者が必要と認めること

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本協定の終了又は見直し等の書面による申し出がない場合には、さらに有効期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携項目の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携項目の検討及び実施において、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第7条 この協定書に定めるもののほか、連携項目の細目その他必要な事項については、両者が別途協議して定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、署名の上、各々一通を保有する。

令和 年 月 日

甲： 大阪市教育委員会
教育長
多田 勝哉

乙： 地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長
真鍋 精志